

浦安市告示 119号

字の区域及び名称の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の区域内の字の区域及び名称の変更について別図のとおり定めたので、同条第2項の規定により、告示する。

なお、この告示は、平成18年9月19日から効力を生ずる。ただし、次の区域については、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からとする。

平成18年8月2日

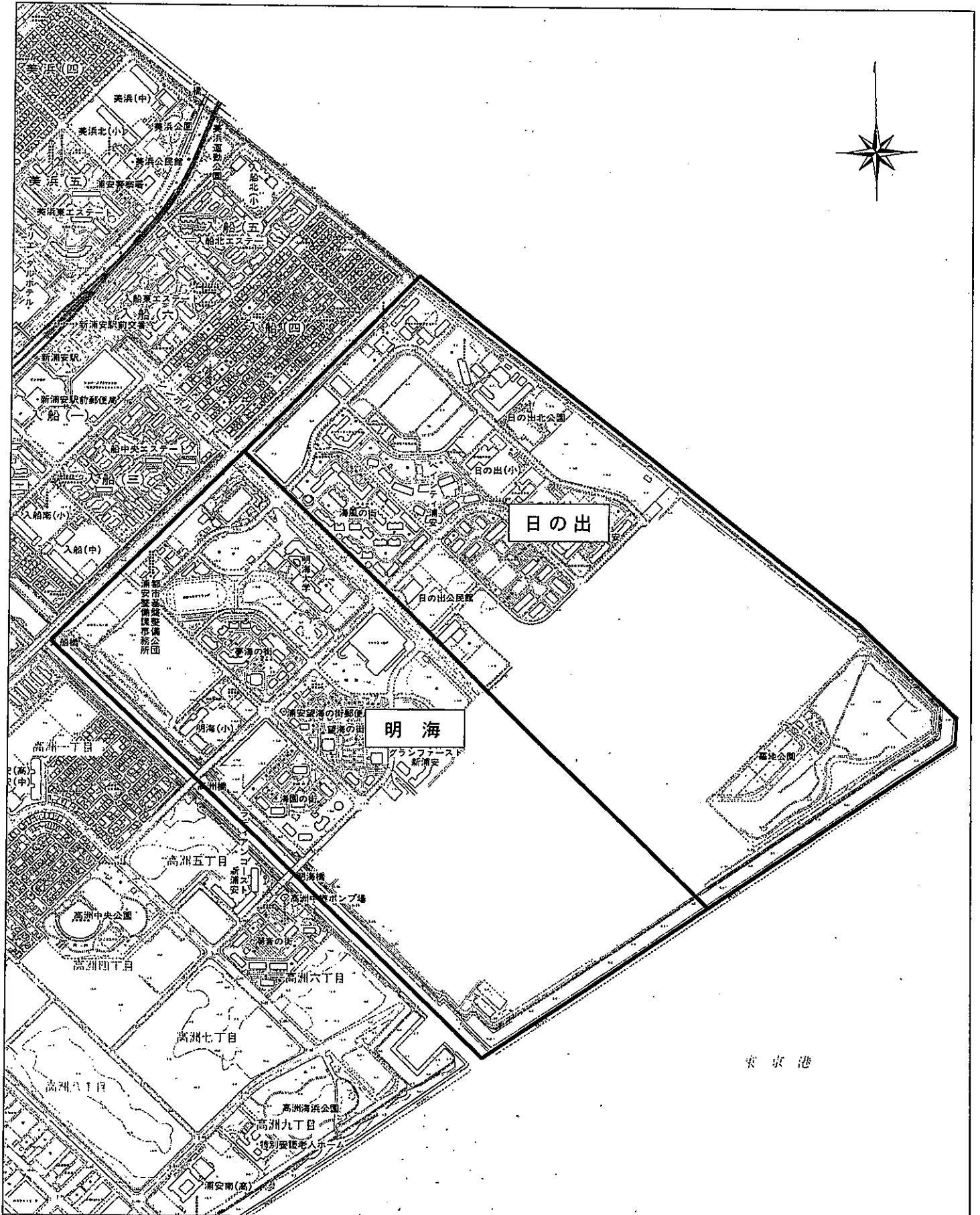
浦安市長 松崎 秀樹

区域（変更前）

浦安市明海1番から12番まで、13番1、13番2、15番から19番まで、20番1から20番3まで、21番から27番まで、30番、33番、34番1、34番2、35番から39番まで、40番1、40番2、41番1、40番2及び42番から45番まで並びに日の出1番から5番まで、6番1、6番2、7番から10番まで、11番1、11番2、12番1、12番2、13番から15番まで、16番1から16番3まで、18番1、18番2、19番から21番まで、22番1、23番から27番まで、28番1、28番2、29番から31番まで、32番1、32番2、33番1、37番から39番まで、40番1、40番2及び41番から45番まで

別図1 (変更前)

字の区域及び名称変更図



0 500 1000m

別図2 (変更後)

字の区域及び名称変更図

